

# 「学校いじめ防止基本方針」



## 常陸太田市立金砂郷小学校

令和4年4月1日策定

令和5年3月24日一部改訂

令和6年4月1日一部改訂

令和7年4月1日一部改訂

# 常陸太田市立金砂郷小学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめに対する基本的な考え

### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、当該児童生徒が、一定の人的関係にある他の児童生徒等から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているものをいう。

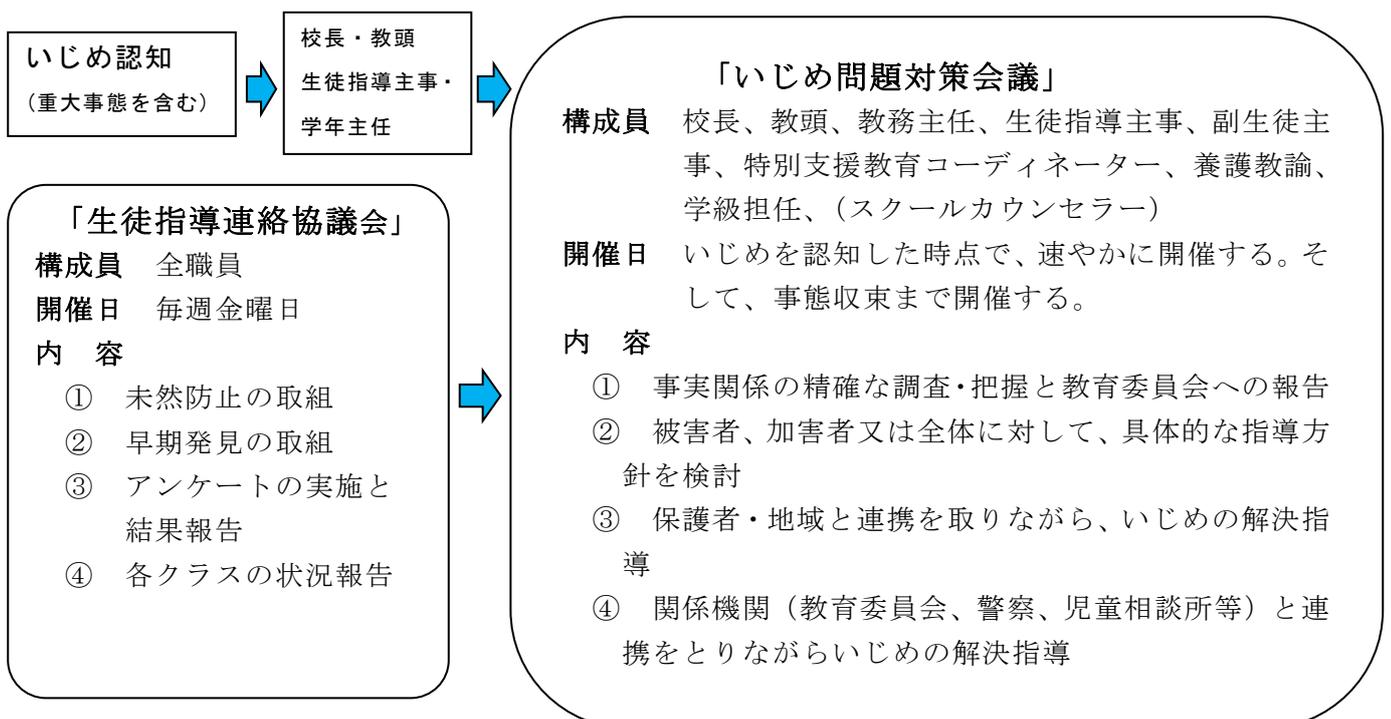
いじめにより、次のような疑いが認められる場合、これを「重大事態」という。

- ① 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い

### (2) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会など、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 取組のための組織



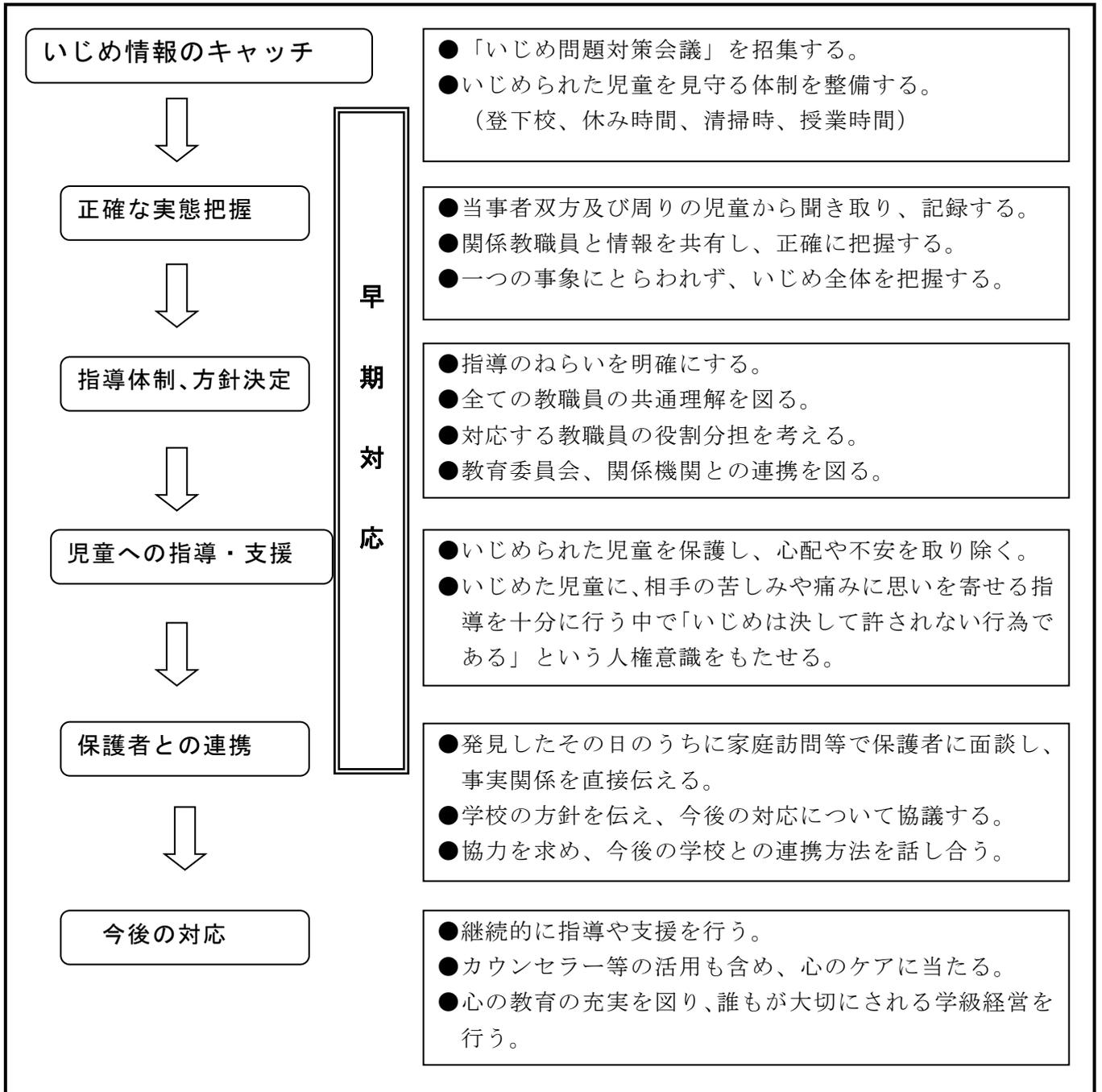
### 3 いじめの未然防止に向けて

- (1) 生徒指導の実践上の視点にたった教育活動  
(自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、  
自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成)
  - ① 主体的・対話的で深い学びの視点に立った学習指導の工夫改善
  - ② 生徒指導の観点による授業の相互授業参観の実施
  
- (2) 道徳教育・人権教育の充実
  - ① 自己有用感を高める道徳教育の実践
  - ② 本市子ども人権スローガン『「やさしさ」と「ありがとう」でつくる笑顔の輪 大切なものは近くにある』の具現化をめざした教育活動の充実
  - ③ 携帯電話、インターネット等の情報モラルの指導と保護者との連携  
(家庭でのルール作りの推進)
  - ④ 社会性の基礎と望ましい交友関係を育む異年齢活動の充実
  
- (3) 心の居場所となる学級づくり
  - ① 全ての教育活動を通じた温かな人間関係作り
  - ② ソーシャルスキルトレーニングの実施や hyper Q U 検査結果の活用
  - ③ SOS の出し方に関する教育の実施
  
- (4) いじめ防止についての研修
  - ① いじめ防止対策に関する校内研修の実施
  - ② スクールカウンセラーを講師とした事例研修会の実施

### 4 いじめの早期発見に向けて

- (1) 相談体制の充実
  - ① 個別面談の実施
  - ② スクールカウンセラーによるカウンセリング
  - ③ スクールソーシャルワーカーの活用
  - ④ いじめ相談窓口（オンライン）の設置
  
- (2) 実態の把握
  - ① 小さなサインを見逃さない。(授業及び休み時間の様子)
  - ② 児童対象学校生活アンケート調査（月 1 回全員実施）
  - ③ オンライン相談窓口
  - ④ 保護者対象学校生活アンケート(年 2 回)
  - ⑤ hyper Q U 検査（年 2 回）
  - ⑥ 生徒指導記録簿・生徒指導連絡協議会による共通理解
  
- (3) 保護者・地域との連携
  - ① 各種通信（学校、学年）、HP を通して、保護者・地域の学校や学級への関心を高め、意識の高揚と連携の強化を図る。
  - ② 学級懇談会、学校評議員会等で情報の共有を図る。
  
- (4) 警察、関係機関との連携

## 5 いじめに対する措置



### ◇ 把握すべき情報例

- ◆ 誰が誰をいじめているのか? . . . . . 加害者と被害者の確認
- ◆ いつ、どこで起こったのか? . . . . . 時間と場所の確認
- ◆ どんな内容のいじめか? どんな被害を受けたのか? . . . . . 内容
- ◆ いじめのきっかけは何か? . . . . . 背景と要因
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか? . . . . . 期間

要注意：児童の個人情報は、その取り扱いに十分注意すること

## 6 重大事態への対応

### 【 学校 】 重大事態の発生

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
  - 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合）
- ※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があったとき

#### 学校を調査主体とした場合

- ◇ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
  - ※ 第三者委員会
- ◇ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
  - ※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に把握する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき
  - ※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要
  - ※これまでに学校が先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施
- ◇ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
  - ※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供
  - ※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることがあってはならない。
  - ※調査に先立ち、アンケート実施について、その旨を在校生や保護者に説明する等の措置が必要
- ◇ 調査結果を教育委員会に報告
  - ※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ◇ 調査結果を踏まえた必要な措置

報告

教育委員会が  
調査主体となる場合

教育委員会の指示のもと、資料提出など、調査に協力

指導・  
支援

教育委員会



警察

